

議案第62号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年12月27日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員」を「第7条第7項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び条例第7条の2に規定する育児短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第11号 (短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p><u>第3条 条例第7条第7項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び条例第7条の2に規定する育児短時間勤務職員等の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p> <p><u>附 則 (令和4年 月 日世教委規則第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第11号 (短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第3条 <u>条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員</u>の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>